

【重要】建築士法改正（H27.6.25 施行）に伴う 建築士事務所登録申請等に係る改正事項について

今般、建築士法の改正（平成26年法律第92号）により、建築士事務所の登録事項に所属建築士の氏名等（建築士法第23条の2、第23条の5等）が追加され、建築士事務所登録申請時において暴力団排除規定（建築士法第23条の4）が新設されました。

このため、登録申請書式や登録事項変更届の書式等について改正を行うこととしました。

平成27年6月25日の施行日以降、登録申請等を行う場合は、改正後の書式を使用する必要があります。

【改正事項】

1 登録申請書式の改正

建築士事務所の登録申請時の申請書式に所属建築士名簿及び役員名簿を追加し、略歴書並びに誓約書の書式を改訂します。

2 登録事項変更届の改正

登録事項に変更があった場合、上記の略歴書、誓約書その他、建築士事務所登録事項変更届（以下、「変更届」という）の書式を改訂するとともに、添付書類に所属建築士変更事項一覧表、役員変更事項一覧表を追加します。

① 役員変更事項

従来、建築士事務所の開設者が法人である場合、登録事項の変更に伴う届出対象として役員の変更があった場合が規定されていました。しかし、東京都では、法人の代表者^{※1}の変更のみをその届出対象としてきました。

今般、暴力団排除規定が新設されたことに伴い、**法人の代表者^{※1}以外の役員に変更があった場合も届出対象とすることになりました。**

平成 27 年 6 月 25 日以降、役員^{※2}に変更があった場合には、変更日より 14 日以内に、手引きに従い、変更届及び役員変更事項一覧表等、必要書類を窓口に持参して提出してください。

※1 この代表者とは、各法人の根拠法令に規定される代表権又は業務を執行する権利を有する者であって、そのうちで、建築士事務所の登録上の代表者を指します。

※2 業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準ずる者、社外取締役、代表権を有する支配人、理事等を含み、監査役、組織上の支店長は含まない。

② 所属建築士の変更

建築士事務所の登録事項に所属建築士の氏名、建築士番号、種別等が追加されたことに伴い、所属建築士に変更があった場合の届出が義務化されました。

平成 27 年 6 月 25 日以降、異動、退職等により所属建築士の変更（追加・削除等）があった場合には、変更日より 3 ヶ月以内に、手引きに従い、変更届及び所属建築士変更事項一覧表等、必要書類を窓口に持参して提出してください。

…… 必ず次項をお読みください。

3 附則 3 条の規定による所属建築士の届出

所属建築士の氏名等が新たに登録事項となったため、平成 27 年 6 月 25 日の施行日より 1 年以内に、下記の対象となる建築士事務所の開設者は所属建築士の氏名及びその者の建築士の種別等を東京都知事に届け出なければならなくなりました（改正建築士法附則 3 条）。

対 象：平成 27 年 6 月 25 日現在、既に登録を受けている建築士事務所
(ただし平成 27 年 6 月 25 日から平成 28 年 6 月 24 日までに更新登録する建築士事務所は除く)

届出を行う場合は、「附則第 3 条の規定による建築士事務所に所属する建築士の届出書」に必要事項を記入の上、下記の提出方法により提出してください。

(1) 提出先 一般社団法人東京都建築士事務所協会

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 3 丁目 6 番 4 号東照ビル 5 階

電話 03-5339-3337 (登録センター直通)

※ 本会は東京都より附則第 3 条の規定による所属建築士の届出書に係る受理等の業務を受託しています。

(2) 提出方法 ①提出部数 1 部 (控えが必要な方は 2 部)

②持参又は郵送による提出。

郵送の場合で控えが必要な方は、2 部作成し、返信用封筒 (宛先を記入、切手貼付) を同封してください。1 部に受付印を押印してお返しいたします。

なお、この届出には、附則として以下の通り、罰則についても規定されています。

- ・届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の罰金に処する。
- ・法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

また、提出後、所属建築士の変更があった場合は、2②に従い、変更届及び所属建築士変更事項一覧表等、必要書類を窓口に持参して提出してください。

平成 27 年 6 月 3 日

平成 26 年法律第 92 号附則第 3 条の規定による 建築士事務所に所属する建築士の届出書の提出について

建築士法の一部を改正する法律^{*1}（平成26年法律第92号）により、建築士事務所の登録事項に、所属建築士の氏名等が追加され、変更があった場合には、3ヶ月以内に変更の届出「建築士事務所登録事項変更届」を行うことが義務付けられました（法第23条の2第5項、法第23条の5第2項、施行規則第20条の2）。

改正法の施行後、まず所属建築士の氏名等を登録する必要があることから、建築士事務所の開設者は、法施行後1年以内に、所属建築士の氏名等を都道府県知事に届け出ることが義務付けられました（附則第3条）。

このため、平成27年6月25日現在、既に東京都知事登録を受けている建築士事務所の開設者におかれましては、「附則第3条の規定による建築士事務所に所属する建築士の届出書（以下「附則第3条の届出書」という。）」を一般社団法人 東京都建築士事務所協会^{*2}へご提出ください。

なお、法施行後 1 年以内に更新の登録を申請する建築士事務所の開設者は、「附則第 3 条の届出書」を提出する必要はありません。（詳細は裏面をご参照ください。）

○ 提出期間

平成 27 年 6 月 25 日（木曜日）から平成 28 年 6 月 24 日（金曜日）まで

○ 提出方法

「附則第 3 条の届出書」に必要事項を記入の上、以下の提出先まで、持参するか又は郵送により提出してください。なお、「附則第 3 条の届出書」は 6 月 10 日（水曜日）頃から、都市整備局ホームページよりダウンロードできます。

○ 提出先

一般社団法人東京都建築士事務所協会^{*2}
〒160-0023 東京都新宿区西新宿3丁目6番4号東照ビル5階
電話 03-5339-3337（登録センター直通）

○ 提出部数

1 部（控えが必要な方は 2 部）

郵送の場合で控えが必要な方は、2 部作成し、返信用封筒（宛先を記入、切手貼付）を同封してください。1 部に受付印を押印してお返しいたします。

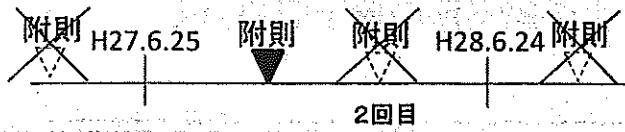
※1 平成 27 年 6 月 25 日から施行

※2 東京都は「附則第 3 条の届出書」に係る業務を協会に委託しています。

【問い合わせ先】

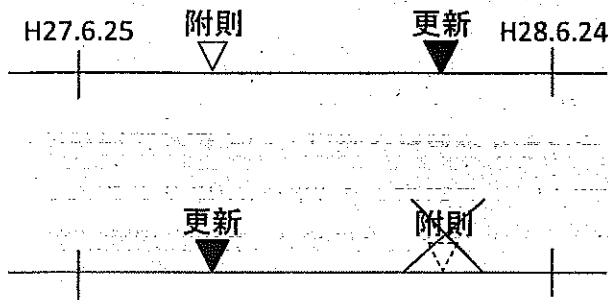
東京都 都市整備局 市街地建築部
建築企画課 建築士担当
03-5388-3356

①法施行後1年以内に更新登録を申請しない場合



法施行後1年以内に附則3条の届出が必要です。なお、この期間以外での届出や複数回の届出は不要です。

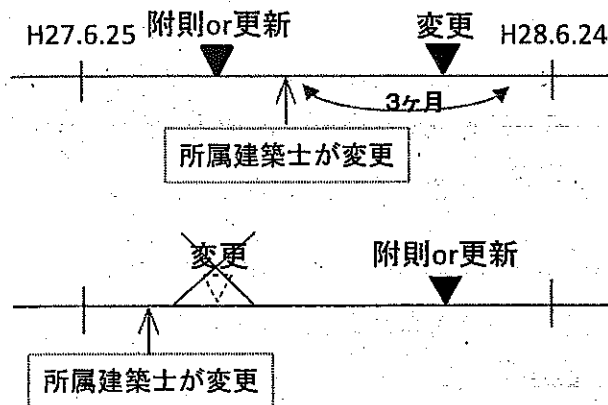
②法施行後1年以内に更新登録を申請する場合



附則3条の届出義務の対象ではありませんが、更新登録の申請前に附則3条の届出を提出することも可能です。

更新登録を申請した後は、附則3条の届出は不要です。

③法施行後、所属建築士に変更があった場合の届出について



附則3条の届出後又は更新登録の申請後に、所属建築士に変更があった場合、3ヶ月以内に変更届の提出が必要です。

法施行後に、所属建築士の変更があっても、附則3条の届出前又は更新登録の申請前であれば、登録事項変更届の提出は不要です。

- 【凡例】
- 附則：附則3条の規定による建築士事務所に所属する建築士の届出書
 - 更新：建築士事務所登録申請書(更新)
 - 変更：建築士事務所登録事項変更届

一級
二級
木造

平成26年法律第92号附則第3条の規定による

建築士事務所に所属する建築士の届出書

建築士事務所に所属する建築士について、平成26年法律第92号附則第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

建築士事務所所在地

開設者氏名又は名称

印

法人の場合は法務局登録印

登録番号 東京都知事登録 第 号

登録年月日 平成 年 月 日

東京都知事 殿

問合せ先 (必須)	氏名	
	電話番号	

平成 年 月 日現在の所属建築士名簿(注5)

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号
(備考) 別紙 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>			計 名	一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	名 名 名 名 名

- [記入にあつての注意事項]
- 注1 全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。
 - 注2 この書類の提出する期間は、平成27年6月25日より平成28年6月24日までです。
 - 注3 業務報告書ではありません。
 - 注4 管理建築士は専任を要求されているため、他事務所で管理建築士になっている方は原則、当該所属建築士名簿に所属建築士として登載することはできません。
 - 注5 太枠の中の日付は、平成27年6月25日以降の日付を記入してください。

三級
二級
木造

平成26年法律第92号附則第3条の規定による
建築士事務所に所属する建築士の届出書

建築士事務所に所属する建築士について、平成26年法律第92号附則第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

平成 27 年 6 月 25 日

建築士事務所所在地 東京都新宿区西新宿2-1-1

開設者氏名又は名称 東京建設株式会社 代表取締役 東京 太郎 印

法人の場合は法務局登録印

登録番号 東京都知事登録 第 99999 号

登録年月日 平成 25 年 6 月 25 日

東京都知事 殿

問合せ先 (必須)	氏名	東京 次郎
	電話番号	03-5321-1111

平成 27 年 6 月 25 日現在の所属建築士名簿(注5)

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号
東京次郎	一級建築士	第999999号		設備設計一級建築士	第9999号
新宿太郎	二級建築士	第333333号	東京都		
(備考) 別紙 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>			計 2 名	一級建築士 1 名 二級建築士 1 名 木造建築士 名 構造設計一級建築士 名 設備設計一級建築士 1 名	

(記入にあたっての注意事項)

- 注1 全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。
- 注2 この書類の提出する期間は、平成27年6月25日より平成28年6月24日までです。
- 注3 業務報告書ではありません。
- 注4 管理建築士は専任を要求されているため、他事務所で管理建築士になっている方は原則、当該所属建築士名簿に所属建築士として登載することはできません。
- 注5 太枠の中の日付は、平成27年6月25日以降の日付を記入してください。